

生活衛生システム導入業務委託事業候補者選考に関する質問への回答

質問番号 (事務局整理 順)	資料名 該当ページ	質問内容	回答
1	「事業候補者募集要項」 p.9 8応募書類の提出 4) 提出書類	提出書類一覧のNo.7～10につきまして、提出する書類は原本という認識でよろしいでしょうか。	それぞれの書類については、原本をご提出ください。
2	「事業候補者募集要項」 p.9 8応募書類の提出 4) 提出書類	提出書類一覧のNo.9及びNo.10は、以下の書類を提出する認識でよろしいでしょうか。 ・No.9「直近2年間の国税の納税証明書(法人税及び消費税)」については、国税(その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書)を提出する。 ・No.10「直近2年間の地方税の納税証明書(法人事業税及び地方消費税)」については、都道府県税について滞納額がないことの証明書するもの。	提出書類No.9、10の納税証明書については、いずれも直近2年間の「納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明(その1)」を提出してください。納税証明書(その3)などの提出は不要です。
3	「事業候補者募集要項」 p.2 3業務の内容 (1)委託業務の概要	「1.事業候補者募集要項.pdf」の2ページ目に記載されております、委託業務の概要についてですが「旧システムからのデータ移行作業」では現行システムのデータに関する設計書関連を提示していただける認識でよろしいでしょうか。	既存システム等のデータに関する設計書の揭示はできません。旧システムからのデータ移行作業の要件については、「調達仕様書p3～5 7委託条件(4)データ移行条件」において規定し、発注者より受注者に対してデータ移行に必要な情報等について適宜協議を実施の上、作業に対し不足が無いよう実施する方針です。
4	【様式8】仮想化基盤リソースシート	【【様式8】仮想化基盤リソースシート.xlsx】に記載があります以下項目のリソースの増強が必要と判断した場合の対応方法としてはどのようにお考えでしょうか。 ・必要ディスク容量 ・必要メモリ容量 ・CPU(コア数)	仮想化基盤におけるサーバーのリソースについては、有効利用のため、稼働開始時点では「仮想化基盤リソースシート」によって計算された最低限のリソースで運用を行う予定です。稼働開始後にリソースの増強が必要と判断した場合、必要なリソースを追加で割り当てる等、適宜対応する方針です。
5	「機能要件及び帳票要件適合度回答書作成要領」 p.9 5)収去・簡易検査	「検査法番号、試験所番号」の欄に、「衛生試験所が定めた検査法の番号のことである。」とあり、検査法番号の説明になっているように見受けられます。試験所番号とは、試験所毎に一意に振られる番号と解釈してよろしいでしょうか。	「検査法番号」とは、検査業務にかかる各種検査の各項目(例:細菌検査における細菌数検査)における試験法を示す番号を表します。 「試験所番号」とは、各試験所(港区内、区外委託検査機関等)毎に検体に対して振られる通し番号を表します。
6	「(様式4-2)食品衛生」 02台帳管理 No.1.7④	「複数の業種又は施設を任意で選択し、一括して処理できること。」とございます。法人情報が変更された場合に、当該法人から申請されている施設又は業種に対して、一括で変更処理できることと解釈してよろしいでしょうか。	法人情報が変更された場合、届出された施設の情報のみ処理します。届出されていない施設については同一法人であっても処理の対象とはなりません。そのため、同一の法人情報を一括で処理する場合であっても施設又は業種を任意で選択する必要があります。
7	「(様式4-2)食品衛生」 02台帳管理 No.1.7⑤	「收受番号ごと、かつ施設番号ごとに変更受理書(帳票番号7)が作成されること。」とございますが、收受番号ごとに印刷を行うと出力枚数が膨大になると想定されます。また、收受番号は施設番号に紐づくものと理解しております。 本仕様について正しくイメージを理解したいため、変更受理書のレイアウトをご提供いただけますでしょうか。	原則、收受番号ごと、かつ施設番号ごとに作成される必要があります。しかし、ご質問の通り一施設において複数許可業種取得されている場合については膨大になることが想定されることから、複数業種保有する施設に関しては複数の届出を1枚の受理書に印字することも可能です。その場合、各業種に対応する変更届出番号が容易に認識できる様式をご提案ください。なお、本帳票についてはレイアウトを別添1のとおり提示します。

生活衛生システム導入業務委託事業候補者選考に関する質問への回答

質問番号 (事務局整理 順)	資料名 該当ページ	質問内容	回答
8	「(様式4-2)食品衛生」 02台帳管理 No.1.7⑧	複数施設を同時に処理する場合というのは、法人情報が変更された場合に、当該法人から申請されている施設又は業種に対して、一括で変更処理できると解釈してよろしいでしょうか。	法人情報が変更された場合に、複数施設の施設ごとの処理ではなく、一括して処理できることを指します。また、質問6回答同様、処理前に任意で選択できる必要があります。
9	「(様式4-2)食品衛生」 02台帳管理 No.1.7⑨、⑩	⑨⑩の仕様に「同一施設において」との記載がございます。同一施設に複数業種を管理している場合、一画面にすべて表示させることで業種の選択漏れが無くなると解釈してよろしいでしょうか。	業種の選択漏れ又は申請者の届出漏れを防ぐために設けています。同一施設で管理する複数業種と関連する業種が一画面で表示される方法でも可能です。詳細な管理方法についてご提案ください。
10	「(様式4-2)食品衛生」 02台帳管理 No.1.9⑥	「複数の施設を同時に処理する場合は、申請者情報に相違がないか確認されること。相違がある場合、その旨操作者に通知されること。」とございますが、申請書類とシステム上に登録された情報との比較になると理解しております。想定されております相違時に操作者へ通知する運用についてご教示いただけますでしょうか。	相違時とは操作者があいまい検索で施設一覧を表示した後、複数選択する過程で誤って類似した申請者情報を選択した場合のことを指します。また、システム上で同一法人であっても複数の施設間で異なる情報があった場合も含まれます。通知後、操作者によって再度決定ができる仕様としてください。
11	「(様式4-2)食品衛生」 02台帳管理 No.1.14②	「届出給食施設においては、施設種別と供給食数を入力することにより自動で分類されること。」とございます。施設種別とは、「学校、病院、介護老人保健施設、老人福祉施設」など、を指し、分類とは、「管理栄養士筆致施設、特定給食施設、その他の給食施設」を分類するということなのでしょうか。 またその場合、本機能は健康増進法の範囲と理解し、特定給食サブシステム側の画面にて管理する想定でありますが、問題ございませんでしょうか。	食品衛生では健康増進法とは別に食品製造業等取締条例で給食の届出業務を行っており、本機能は取締条例の範囲となります。施設種別について、工場・事業所を含めた形であれば、上記認識で相違ありません。分類について、小規模な施設にあっては取締条例上の施設基準が一部免除されますが、小規模か否かの判断は一日又は一回の供給食数に応じて決まり、Ⅰ～Ⅲに分類します。 例えば、1回につき30食を提供する病院の場合は「病院Ⅰ」となり、1日につき500食を提供する事業所の場合は「工場・事業所Ⅱ」となります。 供給食数によっては健康増進法上の特定給食に当たります。特定給食に当たり、健康増進法上の届出がなされている場合は取締条例上の届出が不要となることから、重複して届出がされることを防ぐ目的で機能間での照会ができるものとしています。
12	「(様式4-2)食品衛生」 03監視業務 No.1.1③	「施設番号は他の許可施設と共用してよいが、台帳番号は独立して管理できるようにすること。」と記載がございますが、「機能要件及び帳票要件適合度回答書作成要領」には以下のとおり記載されております。 報告営業や届出給食等は、施設番号として管理する認識でよろしいでしょうか。 ■「機能要件及び帳票要件適合度回答書作成要領」p.6 「施設番号」:スーパーやコンビニエンスストア等、1つの営業施設に複数の許可業種を持つ場合、1つの施設番号に対して複数の営業許可番号が紐づくものである。 「システム管理番号」:報告営業や届出給食等の営業許可業種以外は台帳番号として独立して管理できること。	台帳番号とは許可台帳とは別に、監視用台帳において固有に管理する番号を表し、施設番号と同義ではありません。 報告営業や届出給食等は許可営業ではないため、許可番号に代わる独立した管理番号の使用を想定しています。また、これらの営業許可業種以外の業種に関する変更や廃止等の届出処理についても業種に応じて通番で管理しています。
13	「(様式4-4)環境衛生」 01申請・届出・経由・苦情受付 No.1.1	管理項目として、「付近の見取り図」、「施設図面」とございますが、見取り図等の画像ファイルを管理するものと認識してよろしいでしょうか。	見取り図等の管理を行う認識で相違ありません。 「付近の見取り図」、「施設図面」のファイル形式については「(様式4-1)8ページ 添付ファイル管理」記載のとおり、画像形式(TIFF含む)・PDF・Office等のアプリケーションで利用できるファイル形式での管理を想定しています。

生活衛生システム導入業務委託事業候補者選考に関する質問への回答

質問番号 (事務局整理 順)	資料名 該当ページ	質問内容	回答
14	「(様式4-4)環境衛生」 01申請・届出・経由・苦情受付 No.1.2⑨	「受付処理と同時に台帳の項目を保守できること。」とございますが、これは申請の受付処理をした際に、施設の構造設備等を管理する項目等も同時に更新処理ができること、と認識してよろしいでしょうか。	左記認識で相違ありません。
15	「(様式4-4)環境衛生」 01申請・届出・経由・苦情受付 No.1.2⑫	「複数の業態を保持している施設の台帳情報は、業態ごとに登録するのではなく、まとめて一度に同じ画面から登録できること。」とございますが、「複数の業態を保持している施設」について具体的な事例をお教えいただいてもよろしいでしょうか。 また、施設番号を跨いでの登録はないものと認識してよろしいでしょうか。 (例えば、重複開設されている理容所の施設番号No.1の施設と美容所の施設番号No.2の施設について、1回の登録処理で両方に変更届情報を入力すること等)	左記の具体的事例として、「例：旅館業の許可施設内にクリーニング所施設の許可施設を保持している」事例があります。 施設番号を跨いでの登録はないという認識で相違ありません。
16	「(様式4-4)環境衛生」 01申請・届出・経由・苦情受付 No.1.2⑮	「もしくは、管理項目を別途新たなフラグ等を設けることで件数を把握することが可能であること。」とございますが、これは図面審査を行った日を管理する項目を新たに設け、情報を確認できるようにすることと解釈してよろしいでしょうか。	特定建築物衛生管理にかかる業務では、建築基準法第93条第6項の規定により建築主事・検査機関への通知を実施しています。図面審査を行った日に加え、建築主事・検査機関への通知を実施した日を管理する項目を設ける機能を想定しており、管理方法としては施設情報と紐付くフラグや記述欄を設ける形でも問題ありません。詳細な管理方法についてはご提案ください。
17	「(様式4-4)環境衛生」 01申請・届出・経由・苦情受付 No.1.1	各業種の管理項目が列挙されておりますが、項目名称は記載項目と同義を示す名称であれば問題ないものと認識してよろしいでしょうか。 また、システム上変更が難しい名称について、可能な範囲で読み替えて運用いただくことは可能でしょうか。 (例えば、旅館業の「施設所在地及びビル名」について「施設所在地」と「施設方書」で管理する等)	管理項目については機能要件として定義していますので、原則として記載された項目については対応をいただきたい内容となります。 同義を示す名称、名称の読み替えについては既存のシステムパッケージにおける項目と照らし合わせ解釈をいただき、適合回答書において回答いただく形で問題ございません。
18	「(様式4-4)環境衛生」 01申請・届出・経由・苦情受付 No.1.3(2)-(5)	化製場等の許可(更新)申請や検査証申請について、経由時の重要文書收受番号を採番することを前提に、各施設の台帳の申請履歴の一つとして管理することは問題ございませんでしょうか。 なお、一覧等で経由を行う申請履歴のみを一覧化すること等は問題なく行えます。	機能要件に定義する内容が管理でき、01集計において件数を計上できる形であれば問題ございません。
19	「(様式4-4)環境衛生」 04集計 No.1.1⑩	「結果報告の内容に応じて送付書、指導票を作成し、印刷できること。」とございますが、指定レイアウト等がございますでしょうか。可能であれば、レイアウトをご提示いただけますでしょうか。	レイアウトの例について、別添2のとおり提示します。
20	「(様式5-3)環境衛生」	回答欄②について、「予算規模の範囲内で対応可能」と見出しがありますが、これは「代替方法・カスタマイズにより対応可能」と読み替えてよろしいでしょうか。	左記のとおり読み替え対応をお願いします。 また、文言を修正した回答書を別添3のとおり提示します。

生活衛生システム導入業務委託事業候補者選考に関する質問への回答

質問番号 (事務局整理 順)	資料名 該当ページ	質問内容	回答
21	「(様式5-3)環境衛生」 帳票番号53-55、59、63-65	施設台帳への印字項目として、「各付近の見取り図」、「施設図面」とございますが、これは見取り図等の画像ファイルを帳票へ埋め込むような形で印刷が必要でしょうか。	見取り図等が印刷できれば問題ありませんので、帳票へ埋め込む形で印刷については必ずしも必要ではありません。
22	「(様式5-3)環境衛生」 帳票番号9,52,73-89	各一覧について記載項目が列挙されておりますが、帳票に印字する際の見出し名称は、記載項目と同義を示す名称であれば問題ないものと認識してよろしいでしょうか。 例えば、No.78で「方書」とあるものが「施設方書」と印字される、No.85で「施設区分」とあるものが「施設(種別)」と印字される等。	同義を示す名称については既存のシステムパッケージにおける項目と照らし合わせ解釈をいただき、適合回答書において回答いただく形で問題ございません。
23	「(様式4-2)食品衛生」1. 食中毒 事件管理 No.1.1④	本機能要件は有症苦情の場合は、苦情処理の集計に計上されれば問題ないと認識してよろしいでしょうか。	左記認識で相違ありません。
24	「(様式4-2)食品衛生」1. 食中毒 事件管理 No.1.1⑤	食中毒にて不利益処分内容として入力された情報が施設台帳情報として照会でできれば問題ないと認識してよろしいでしょうか。	左記認識で相違ありません。
25	「調達仕様書」p.3 7委託条件 (2)成果物	設計工程終了後の納品物の中に「保守手順書」が含まれています。本資料は、保守方針や保守体制図、懸案管理手法、電子メール等の運用ルールなどを記載した、運用保守工程における実施計画書という理解でよろしいでしょうか。	左記の理解で相違ありません。
26	その他	操作研修時の会場や必要な機材類(プロジェクター・投影用スクリーン、接続ケーブル類 等)は、貴区のものを利用することは可能でしょうか。 また、クライアント端末については、既設のクライアント端末を利用することは可能でしょうか。それとも、受託者において別途手配することを想定されていますでしょうか。	研修会場については、基本的にみなと保健所庁舎内となります。研修会場の手配は区で行います。 投影用スクリーン及び電源は区で用意することは可能ですが、会場によっては利用が困難な場合がありますので、必要な機材類については準備していただける体制を整えていただきますようお願いいたします。 クライアント端末は会議室等に移動できないため、区で用意することは困難です。
27	その他	操作研修時には、本番環境と同様の仮想サーバ上に研修環境を構築することを想定しています。研修会場となる会議室等には、サーバに接続できるLAN回線は設置されていますでしょうか。 また、ない場合は、執務室等から一時的にLANケーブル等を引くことは可能でしょうか。	庁内LANについては執務室以外に利用可能な環境が無く、サーバに接続できるLAN回線は設置されていません。また、執務室等から一時的にLANケーブルを引くことはできないため、利用できないものとお考えください。